

# 大谷學報

第八十五卷 第二号

平成十八年三月十七日発行

---

忘れられた歴史と宗教……………豊島 修 (1)	——紀伊半島の辺路と王子研究——(其の一)
法蔵の『密厳経』理解について……………織田顕祐 (21)	
二〇〇五年度 春季公開講演会 講演録	
仏陀最晩年の老病死観……………吉元信行 (40)	
イラク戦争の大義とアメリカの宗教……………森 孝一 (61)	
「あなたがたには世で苦難(不安)がある、 しかし……………」——不安と宗教	
……………ゲルハルト・マルセル・マルティン (85)	
門脇 健 訳	
彙 報……………(105)	

---

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第八十四卷 第三・四合併号

『金鰲新話』版本考……………早川智美

二〇〇四年度 春季公開公演会講演録

樹心仏地——値遇と自覚……………神戸和磨

文化の政治性……………協田晴子

——天皇と中世文化をめぐって——

二〇〇四年度 研究発表会発表要旨

彙報

患う女性たちの回復と

エンパワーメント……………滝口直子

——共感を育む居場所に根づいて——

大谷学報 第八十五卷 第一号

「詮なき」論争……………田村晃徳

——親鸞の一念多念観

平成十六年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

サルトルとラカンにおける眼差しの理論

……………番場 寛

——安部公房の小説と『正法眼蔵』の

「眼睛」を参照して——

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles :

“In der Welt habt ihr Angst, aber...”  
——Angst and Religion .....*Gerhard Marcel Martin* ( 85 )  
translated by *KADOWAKI Ken*

---

Resumes of Papers Presented at the Public Lecture  
Meeting in the Spring of 2005

The Cause of Iraq War and Religion in America .....*MORI Koichi* ( 61 )

The Buddha’s View of Old Age, Illness and  
Death during his Final Years .....*YOSHIMOTO Shingyo* ( 40 )

---

### Article :

On the Fa-tsang’s Compreheusion of  
*Ghanavyūha-sūtra* .....*ODA Akihiro* ( 21 )

The Forgotten History and Religion :  
The Kii Penninsula ocean Pilgrimage Route  
and the study of *Oji* (part 1) .....*TOYOSHIMA Osamu* ( 1 )

### Miscellaneous :

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

# 大谷学会規程

## (設置)

第1条 大谷大学（大谷大学大学院、大谷大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に大谷学会（以下「本会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 本会は、學術研究の推進と、その成果の公開を目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 季刊「大谷学報」の発行
- (2) 「大谷大学研究年報」の発行
- (3) 研究会及び公開講演会の開催
- (4) その他必要な事業

## (会員)

第4条 本会は本学のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。

- 2 前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者は、会員となることができる。

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 委員
- (3) 監事

第6条 会長には大谷大学長が当たり、会務を統理する。

第7条 委員は10名とし、教授会におい

て互選する。

2 委員は、企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。

第8条 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

## (研究発表等)

第9条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

## (会費)

第10条 会員の会費は、年額四〇〇〇円とする。ただし、学生会員は二〇〇〇円とする。

## (運営経費)

第11条 本会の経費は、会費をもつてこれに当てる。

- 2 本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

## (事務所管)

第12条 本会の事務は、教育研究支援部教育研究支援課の所管とする。

## (規程改正)

第13条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

付則

1 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。

2 一九六二年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する

附則 この規定は、一九九三年四月一日から施行する。

附則 この規定は、一九九五年四月一日から施行する。

附則 この規定は、二〇〇二年六月一日から施行する。

## (大谷学会委員)

浅見直一郎 D・ヴェステル

大城 邦義 門脇 健

禿 憲仁 番場 寛

廣瀬 幸市 三宅伸一郎

山下 憲昭 采翠 晃

平成十八年三月十七日発行

編集兼 大谷学会 宮下 晴輝

発行者 大谷学会

発行所 大谷学 会

〒630-8433 京都市北区小山上総町

大谷大学内

☎ (〇七五) 四一・一八一五八〇

振替 〇一〇四〇七・一八三九三番

印刷者 西村七兵衛